

議案第43号

筑西市介護保険条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和6年2月28日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市介護保険条例の一部を改正する条例

筑西市介護保険条例（平成17年条例第108号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 26,200円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 39,400円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 39,700円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 51,800円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 57,600円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 69,100円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 74,800円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 86,400円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 97,900円

(10) 次のいずれかに該当する者 103,600円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満の者であって、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

第5条第1項に次の3号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 109,400円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満の者であって、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 112,300円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満の者であって、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 115,200円

第5条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,500円」を「17,200円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,500円」を「17,200円」に、「32,400円」を「28,800円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,500円」を「17,200円」に、「45,400円」を「39,400円」に改める。

第7条第3項中「令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、「第5条

第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ又は第9号イ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第5条第1項第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に、「令第39条第1項第1号から第5号まで又は第5条第1項第6号から第9号まで」を「令第38条第1項第1号から第9号まで又は第5条第1項第10号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の筑西市介護保険条例第5条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。